

令和7年度 第1回広島県教科用図書選定審議会 議事録

- 1 開催日時 令和7年4月18日（金）午後3時00分～午後4時30分
- 2 開催場所 広島県自治会館1階101会議室
- 3 出席者 20名
- 4 欠席者 0名
- 5 内 容

事務局	<p>(本会議の選定審議会の職務について説明)</p> <p>(会長及び副会長選出)</p>
会長	本会議の傍聴及び議事録の公開について事務局から説明を求める。
事務局	<p>昨年度は、第1、2回は公開、第3回は非公開とした。</p> <p>第3回については、審議の内容が、県立中学校や県立特別支援学校小学部・中学部で使用する学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の選定についての意見を伺うというものであり、採択権者である県教育委員会が意思形成を行っていく途中のものであるため、非公開とした。</p> <p>議事録については、第1回から第3回までの全てを公開した。今年度も昨年度と同様の公開が適当であると考えている。</p>
会長	事務局の説明について、質問や意見はないか。
委員	なし（全委員）。
会長	<p>今年度も会議の傍聴については、第1回と第2回を公開、第3回を非公開、議事録は全て公開とする。</p> <p>義務教育諸学校における教科書採択について、事務局から説明を求める。</p>
事務局 (義務教育 指導課担 当者)	<p>資料「教科書制度の概要」を基に教科書の種類について説明する。</p> <p>教科書には、大きく分けて三つの種類がある。</p> <p>文部科学大臣の検定を受けた文部科学省検定済教科書、文部科学大臣が著作の名義を有する文部科学省著作教科書、特別支援学校並びに特別支援学級において、適切な教科書がないなど特別な場合に使用される一般図書である。</p> <p>(教科書が使用されるまでの流れ)</p> <p>教科書が使用されるまで、「著作・編集」「検定」「採択」「発行及び使用」という手続きを経て、児童生徒の手元に無償で届けられている。</p>

発行者が作成した教科書を、文部科学省が規準に基づいて検定する。検定されたものの中から最もふさわしいと思われるものを、採択権者が採択する。発行者が必要部数を製造・供給し、各学校から児童生徒の手に届くという流れになっている。

教科書の検定、採択については、資料「小・中・高等学校の教科書の検定・採択の周期」に示される周期で行われている。今年度は学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択を行う。

(採択の権限)

教科書の採択の権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村の教育委員会や都道府県の教育委員会にある。国立・私立学校で使用される教科書の採択の権限は校長にある。

(教科書採択の仕組み)

①～⑦に沿って説明する。

- ① 教科用図書の発行者が検定を経た教科書で、次年度発行しようとするものを文部科学大臣に届け出る。
- ② 文部科学大臣は、届け出のあった教科書を一覧にまとめて教科書目録を作成してホームページに掲載し、県教育委員会を通じて市町教育委員会や国立・私立学校へ周知する。
- ③ 発行者は、教科書の見本を県教育委員会、採択地区内の市町教育委員会、国立、私立学校に送付する。ただし、一般図書の見本の送付はない。
- ④ 県教育委員会は、採択基本方針等を教科用図書選定審議会に諮問し、答申を受ける。本日の会議は、ここに位置付けられる。
- ⑤ 選定審議会の答申に基づいて決定された採択基本方針を、市町教育委員会や国立・私立学校へ通知する。
- ⑥ 学校や採択関係者の調査研究のため、6月から7月にかけて一定期間、教科書展示会を行う。今年度は6月1日から7月31日までのいずれかの14日間となっている。
- ⑦ 各採択地区や国立・私立学校で、8月31日までに採択を行う。

事務局
(特別支援
教育課担
当者)

(小・中学校等の特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部における教科用図書採択について)

小・中学校等の特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部において使用する教科書には3種類ある。文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書、一般図書である。

特別支援学校の著作教科書には、視覚障害者用、聴覚障害者用、知的障害者用がある。特別支援学校用の教科書は、需要数が少ないことから教科書発行者による発行がされないため、文部科学省が著作・編集を行い、教科書発行者にその製造・供給を委ねている。

視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の著作教科書としては、点字版が発行されている。

聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の著作教科書としては、小学部では言語指導、中学部では言語が発行されている。

知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の著作教科書としては、小学部では国語、算数、生活、音楽が、中学部では国語、社会、数学、理科、音楽、職業・家庭が発行されている。

知的障害者用の著作教科書は、星のマークの数で学習指導要領の段階

	<p>を示している。</p> <p>肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校については、著作教科書は発行されていない。</p> <p>(一般図書について)</p> <p>学校教育法附則第9条第1項により、特別支援学校及び小・中学校等の特別支援学級において、検定済教科書又は著作教科書以外の教科用図書を使用することができることと定められている。この学校教育法附則第9条第1項の規定に基づく教科用図書を、一般図書と呼んでいる。</p> <p>この一般図書を使用する主な場合としては、特別支援学校の小・中学部において、知的障害用の著作教科書がない教科の場合、又は障害の状態が重く、著作教科書を使用することが適当でない場合に使用することができる。一般図書の主なものとしては、絵本などがある。</p> <p>小・中学校等の知的障害特別支援学級においても、検定済教科書及び著作教科書を使用することが適当でない場合に一般図書を使用することができる。</p> <p>(採択の手続きについて)</p> <p>県立の特別支援学校の小・中学部において、各学校が選定し県教育委員会に申請したものにに基づき、県教育委員会が採択している。また、市町立の小・中学校等の特別支援学級及び特別支援学校においては、各学校が選定したものを市町教育委員会が採択している。</p> <p>(令和7年度に県立中学校及び県立特別支援学校の小・中学部で使用する教科書の採択結果について)</p> <p>(令和7年度に知的障害のある児童又は生徒の教育課程を編成している県立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科書及び一般図書の採択結果について)</p> <p>全ての特別支援学校が教育課程にしたがって著作教科書を選定し、生活の著作教科書においては、全ての特別支援学校が選定し、新たに発行された社会、理科、職業・家庭の著作教科書においては、各学校で検討され、半数以上の学校において選定し、県教育委員会が採択している。</p>
会 長	事務局からの説明について、質問及び意見等はないか。
委 員	小学部は「生活」において著作教科書を選定し、中学部では「社会、理科、職業・家庭」を選定していない学校があるが、小学部、中学部の教科書選定に関して系統性はとれているのか。
事務局	各学校において系統性のある教科書選定を行っている。「社会、理科、職業・家庭」の著作教科書に関しては、今年度が使用の初年度である。昨年度時点では、当時の児童生徒の実態を考慮し比較を行った結果、このような採択結果となった。今年度も、各学校において、「社会、理科、職業・家庭」の著作教科書の調査・研究をすすめ、より児童生徒の実態にあった選定について検討する。
会 長	この審議会に対して教育委員会事務局から諮問される事項について提案してもらいたい。

<p>部長 (兼) 参与</p>	<p>令和8年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択に関する事務に対して広島県教育委員会が行う指導、助言又は援助に関する事項について諮問する。</p> <p>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第1項の規定により、次の事項について、本審議会の意見を求める。</p> <p>諮問事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採択の基本方針について 2 「選定資料」の作成について
<p>会 長</p>	<p>これより諮問事項の審議に入る。</p> <p>諮問事項1「採択の基本方針について」事務局から原案の説明を求める。</p>
<p>事務局</p>	<p>(諮問事項1「採択の基本方針について」)</p> <p>令和8年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針(案)に基づいて説明する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採択基本方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 採択の基本 (2) 適正かつ公正な採択の確保 (3) 開かれた採択の推進 2 方法、組織及び手続 について説明する。
<p>会 長</p>	<p>事務局の説明について、質問及び意見はないか。</p>
<p>委 員</p>	<p>採択基本方針の「2 方法、組織及び手続(1)小・中学校用教科書について」において、「原則、令和7年度の教科書採択については、令和6年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならない。」とある。小中学校については、今年度は採択替えの年に当たらないが、「原則」ということは、異なる教科書を採択してもよいのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>原則から外れて採択替えが可能となる場合については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則」第六条に示されており、採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合や、再申請により文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなった教科用図書がある場合などに、特例として異なる教科書を採択することができることが規定されている。</p>
<p>会 長</p>	<p>その他、質問及び意見はないか。</p>
<p>委 員</p>	<p>この採択基本方針は、今年度行う採択について示されているが、令和8年度という記載も混在しているが、なぜか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今年度、令和7年度に行う採択は、令和8年度に使用する教科用図書を採択するための手続きであるため、二つの年度が混在している。</p>

会 長	その他、質問及び意見はないか。
委 員	なし（全委員）。
会 長	その他意見がないようであれば、採択基本方針については、事務局案で承認ということによいか。
委 員	よい（全委員）。
会 長	諮問事項2「『選定資料』の作成について」事務局から原案の説明を求める。
事務局	(諮問事項「2『選定資料』の作成について」) 資料に基づいて説明する。 1 作成の趣旨 2 作成の方法 について説明する。
会 長	事務局の説明について、質問及び意見はないか。
委 員	デジタルコンテンツの扱いについて、昨年度の中学校教科書の採択の際に県教育委員会が作成した選定資料を見ると、紙面への二次元コードの掲載状況などが調査されていた。一般図書にもデジタルコンテンツにアクセスできる二次元コードなどが掲載されていると思うが、これらはどのように扱われるのか。
事務局	調査する一般図書にデジタルコンテンツにアクセスできる二次元コードなどが掲載されていれば、調査・研究の観点（ア）「内容の特徴・程度」として、調査・研究し、選定資料に記載する予定である。
会 長	その他、質問及び意見はないか。
委 員	調査員が一般図書を、10冊調査し、選定資料を作成するということだが、この10冊について詳しく教えてほしい。
事務局	令和7年度に使用する一般図書の需要数報告で、未だ県として調査研究を行っていない図書の上位10冊を上限として調査を行う。
会 長	その他、質問及び意見はないか。
委 員	なし（全委員）。
会 長	意見がないようであれば、「『選定資料』の作成について」は事務局の原案どおりによいか。
委 員	よい（全委員）。
会 長	承認されたので、この後、私から諮問事項について、教育長に答申するので了承いただきたい。 以上で議事を終了する。これより、進行を事務局にお返しする。

事務局	今後の審議会の予定等について述べる。第2回選定審議会は6月10日に開催する予定である。
-----	---